

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げ等、財政措置の拡充等を図ること。
特に、石綿セメント管更新事業を復活させるとともに、老朽管更新事業及び重要給水施設配水管事業について、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、財政措置の拡充等を図ること。
2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図ること。また、地方交付税措置の拡充等を図ること。
3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図るとともに、補助対象期間を延長すること。
4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。